

2020年09月

中華人民共和国民法典の公布

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回会議において「中華人民共和国民法典」(以下「民法典」といいます。)が可決されました。民法典は「社会生活百科全書」とも呼ばれ、総則編、物権編、契約編、人格編、婚姻・家庭編、相続編、権利侵害責任編及び附則を合わせた全7編1260条から構成されており、2021年1月1日より施行されます。

NO	編	条文数
1	総則編	計10章、204条
2	物権編	計20章、258条
3	契約編	計29章、526条
4	人格編	計6章、51条
5	婚姻・家庭編	計5章、79条
6	相続編	計4章、45条
7	権利侵害責任編	計10章、95条
	附則	2条

民法典が施行されることに伴い、「民法通則」、「婚姻法」、「相続法」、「養子法」、「担保法」、「契約法」、「物権法」、「権利侵害法」及び「民法総則」(法令名については、「中華人民共和国」を省略しています。)、合わせて9本の法律が廃止されることとなります。民法典は従来までの実務の状況や司法解釈等の規定を取り入れただけでなく、これまでの実務とは異なる修正もされています。実質的な修正箇所は100か所にも達しており、その大掛かりさが窺えます。本文では、各編について、従来の実務とは異なる主な改正点を中心に紹介したいと思います。

・総則編

総則編は、計10章、204条から構成される。基本的には2017年より施行した民法総則の内容を承継しているが、一部の用語などを修正している。

・物権編

物権編は、計20章、258条から構成される。現行の「物権法」及び「担保法」を統合したものであるが、主に以下の内容が追加又は変更された。

1. 添付制度の新設

従来の物権法になかった制度として、新たに加工、附合、混合により生じた物の所有権の確定方法及び賠償・補償に関する規定が規定された(いわゆる添付制度)。日本の民法第242条～第248条と類似する概念であり、具体的には、「加工、附合、混合により発生する物の帰属について、約定がある場合はその約定に従う。約定がない又は不明確な場合は、法律の規定に従い、物の効用を十分に発揮し、及び無過失当事者保護の原則に基づき確定する。一方の当事者の過失又は物の所有権の帰属の確定により他方の当事者に損害を与えた場合、賠償又は補償を行う必要がある。」と規定されている(第322条)。従来から、賃貸借契約により建築物に付着する内装物などの所有権が問題となるケースも珍しくなかったが、添付制度の新設により解決を導くことが期待できると思われる。

2. 土地経営権の新設

民法典では新たに農業用地の経営権が新設され、土地請負経営権を有する者は、独自で農業用地を賃借、出資又はほかの方法で他人に対して土地経営権を流通することができる(第339条)と規定された。これにより、農業用地を有する農民は、より多くの方法(農業用地の貸し出しなど)で農業用地を活用することができることになったことを意味する。

3. 住宅建設用地使用権の自動更新制度の明確化

中国では土地の私有制度がないため、個人は土地に対して所有権が認められておらず、使用権だけが認められている。土地の種類によって使用権に基づく使用期間も異なり、住宅建設用地の使用権は使用期間が70年と定められているが、当該期間が満了した場合の取り扱いについては、長年議論されてきた。この度の改正で住宅建設用地の使用権の自動更新制度が明確化され、住宅建設用地の使用権の期間が満了した場合は自

【監修者】 [パートナー弁護士 酒井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 池野 幸佑](#)

【執筆者】 [中国律師 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの發送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp>

動的に更新され、更新費用の納付又は減免については法律、行政法規の定めに従い行う旨が規定された（第359条）。

4. 居住権の新設

用益物権において、新しく居住権が新設された（第366条～第371条）。居住権とは、契約の定めに従い、生活居住の需要を満たすため、他人の住宅に対して占有、使用する用益物権であるとされている（第366条）。

5. 担保契約の範囲の拡大

現行の「物権法」では、担保契約に対する定義のみされていたが、物権編では更に進んで、抵当契約、質権契約及びその他担保機能を有する契約は担保契約であることが明記された（第388条）。即ち、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約等の非典型的な担保契約も担保契約の範囲に含まれることが明らかとなった。

・契約編

契約編は、計29章、526条から構成される。現行の「契約法」に規定がない保証契約、ファクタリング契約、物業含む契約、組合契約の四つの契約が新設され、さらに、民法通則で規定されていた事務管理（原文：无因管理）及び不当利得（原文：不当得利）が、契約編において「準契約」として規定されている。主に以下の内容が追加又は変更された。

1. 電子契約の締結に関する規定

中国においてもオンラインの取引が急増したことを受けて、インターネット等を通して締結する電子契約について詳細に規定されることになった。具体的には、インターネット等情報ネットワークを通じて締結する電子契約の目的物が商品の引渡しであり、かつ、速達での引渡しである場合、受取人の受取サイン時が引渡時である。電子契約の目的物がサービスの提供である場合、発行する電子証票又は実物証票に記載された時間がサービス提供時である。証票に時間の記載がない場合又は記載された時間が実際のサービス提供時間と一致しない場合、実際のサービス提供の時間を基準とする。電子契約の目的物をオンラインでの伝送方法により引き渡す場合、契約の目的物が相手方の指定する特定のシステムに入力され、かつ、検索および識別が可能な時間を引渡時とする。電子契約の当事者が引き渡す商品又は提供するサービスの方法、時間について別途約定がある場合は、その約定に従う（第512条）。

2. 契約解除制度の見直し

契約の解除制度は多項目にわたる修正が行われており、主に以下のような内容である。

①履行不能に陥った場合の契約解除が新たに規定された（第580条）。

②期間の定めのない契約について、当事者は契約をいつでも解除できることが追加された（第563条）。

③契約の解除権の行使にあたり、一年の除斥期間が設けられた（第564条）。

④解除通知において、債務者が一定の期間内に債務を履行しなければ契約を自動で解除する旨を明記し、債務者が当該期間内に債務を履行しなかった場合、当該期間の満了により契約が自動で解除される旨が規定された（第565条）。

3. 国家による調達契約の新設

コロナウィルスの影響を受け、疫病等の緊急事態における国家による調達契約に関する規定が設けられた。民間企業は一定の法律・行政法規に従い契約締結が義務付けられることが規定された（第494条）。

4. 四つの典型契約の追加

現行の「契約法」では典型契約は15であったが、民法典契約編では、保証契約、ファクタリング契約、物業含む契約、組合契約の4つが新設され、合計19となった。

①保証契約

保証契約は現行の「担保法」に規定されていたが、民法典では典型的契約として契約編に盛り込まれた。大きく改正された点として、現行法では、保証契約において明確に定められていない場合には保証人は連帯保証責任を負うのに対して（現行担保法19条）、民法典では、明確に約定されない限り一般保証責任を負うものとされ（第686条）、現行法から大きく改正されている。また、保証期間が明確に約定されていない場合の保証期間について、現行の2年間から半年に変更されている（第692条）。

②ファクタリング契約（原文：保理合同）

これまで、ファクタリング業務については、銀行監督当局が「商業銀行ファクタリング業務管理暫定方法」及び「商業ファクタリング企業監督管理を強化する通知について」の部門規定及び通知が出されていたが、実務上、使用されることが多かったため、正式に民法典に盛り込まれることになった（第761条～769条）。

③建物管理サービス契約（原文：物业服务合同）

建物管理サービスについては、現在は「建物管理条例」及び「物権法」で規定されているが、建物所有者と管理者との間で近年問題が多発していることもあり、正式に民法典に盛り込まれることになった（第937条～第950条）。

④組合契約（原文：合伙合同）

組合契約についても、現行では「パートナーシップ企業法」（原文：合伙企业法）において、組合契約の記載があるが、近年組合形式での業務展開が増えた

こともあり、正式に民法典に盛り込まれることになった（第 967 条～第 978 条）。

・人格編

人格編は、計 6 章、51 条から構成される。人格権を一つの編としていることも、民法典における大きな注目点の一つである。主な人格権である生命権、身体権、健康権、姓名権、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権について、それぞれ条文を分けて規定されている。その概要は以下のとおりである。

1. 生命権、身体権及び健康権

セクシュアルハラスメントの禁止について初めて規定され（第 1010 条）、さらに臓器売買の禁止及び臓器提供について詳細に規定している（1002 条～1011 条）。

2. 姓名権及び名称権

自然人は姓名権を有し、法人及び非法人組織は名称権を有することが明記され、自然人/法人は、自己の姓名/名称を法律に基づき決定、使用及び変更することができ、また、他人に対して使用を許可することができると規定されている（第 1012 条～第 1017 条）。

3. 肖像権

現行の「民事総則」では、肖像権の侵害は営利を目的とする場合でなければ成立しないとされているが（現行民法通則法第 100 条）、民法典ではそれが削除され、肖像権に対して侮辱的、汚損的な行為があつてはならないと規定されている（1018 条～第 1023 条）。

4. プライバシー権及び個人情報保護

2009 年に施行された「権利侵害法」ではプライバシー権について触れられているが、抽象的な記載にとどまっております。実務上の運用の根拠にはならなかったが、民法典人格編ではプライバシー権及び個人情報保護について詳細に規定されている（1032 条～1039 条）。

・婚姻・家庭編

婚姻・家庭編は、計 5 章、79 条から構成される。現行の「婚姻法」、「養子縁組法」と比べ、主に以下の内容が追加又は変更された。

1. 一人っ子政策の廃止

中国では、いわゆる一人っ子政策制度が実施されていたが、社会の老齢化が進んでいることを受け、民法典婚姻・家庭編においても一人っ子政策が削除された。一人っ子政策の撤廃については、2016 年に施行された「人口及び計画生育法」で一定の条件を設け、二人まで生育することができると制度が変更されていた。この度、民法典婚姻・家庭編において一人っ子政策に関する規定が削除されたことは、同政策が全面的に廃止されたことを意味する。

2. 重大疾病の告知義務

結婚に際して、一方が重大な疾患について告知義務を果たさない場合、もう一方は知り得た日から 1 年内に婚姻を取り消すことができるとの規定が追加された（第 1053 条）。

3. 合意離婚における冷静期間の新設

現行の婚姻法によれば、中国で合意離婚をする場合、当事者は当局に対して離婚を申請しなければならないとされており（同法第 31 条）、実務上は当局に対して離婚届及び合意離婚協議書を提出する必要がある。今回の改正では離婚協議書を提出すべきことが明記されたことに加えて、離婚届をした日より 30 日以内であれば、いずれの一方も離婚を望まない場合当局に対して離婚を撤回できる旨が規定された（第 1077 条）。中国においては近年離婚率が上昇しているため、それを抑制しようという背景のもと制定されたと考えられる。当該 30 日の期間は、離婚の冷静期間とも言われている。

4. 養子縁組についての具体的な規定

養子縁組については、1998 年から「養子縁組法」が施行されていたが、民法典家庭・婚姻編では、当該法律が全面的に見直されている。大きな改正ポイントは以下のとおりである。

①養子となる者の資格要件として、14 歳未満の未成年者であることが削除された。

②養親となる者の資格要件において、子が 1 名いる場合でも養親になることができると改正された（第 1098 条）。

③養子にできる人数について、1 人のみという条件が緩和され、子がいない場合は 2 人まで、子が 1 人いる場合は、1 人まで養子にすることができることとなった（第 1100 条）。

④政府による養子縁組の評価制度（1105 条）が追加された。

5. 夫婦の共同財産及び個人財産の拡大

①共同財産の拡大

現行の「婚姻法」では、賃金、ボーナス、生産・経営による収益は夫婦の共同財産であるとされていたが、民法典家庭・婚姻編では、その範囲を拡大し、賃金、ボーナス以外のその他の労務報酬及び生産、経営、投資の収益も夫婦の共同財産であると規定された（第 1062 条）。

②個人財産の拡大

現行の「婚姻法」では、身体が障害を受けたことによる医療費、身体障害者生活補助費の費用は明確に夫婦の一方の個人財産であると規定されていたが、民法典家庭・婚姻編では、その範囲が拡大され、一方が人身損害により得た賠償及び補償と規定されている（第 1063 条）。つまり、身体障害賠償金、看護費用、栄養

費、仕事補助金等人身損害により得たすべての賠償金及び補償金は、個人財産であることが明確に規定された。

・ 相続編

相続編は、計 4 章、45 条から構成される。現行の「相続法」から、主に以下の内容が変更された。

1. 遺産管理人の新設

遺産に対する健全な管理を図るべく、遺産管理人の選出方法、職責及び権利等について規定された(第 1145 条)。

2. 扶養方法の多様化

扶養方法の多様化に対応し、養老介護産業の発展を促進するため、遺贈扶養協議(被相続人と相続人以外の者との間で、被相続人の生前扶養と死後葬祭及び遺贈を内容とした協議である。)制度が整備され、扶養者の範囲が拡大された(第 1158 条)。

3. 遺言方法の多様化

印刷、録音・録画等の新しい遺言方法が規定され(第 1136 条、第 1137 条)、また、相続法にあった公証遺言を優先的に適用する規定が本法案からは削除された。

・ 権利侵害責任編

権利侵害責任編は、計 10 章、95 条から構成される。現行の「権利侵害法」で規定されていた不可抗力、正当防衛、緊急避難については、権利侵害責任編から削除され、民法典総則編の第 180 条、第 181 条、182 条に規定されている。現行の「権利侵害責任法」と比べ、主に以下の内容が新たに規定され又は変更された。

1. リスク自己負担制度の新設

自ら一定のリスクを伴うイベントに参加し、その他の参加者の行為により損害を受けた場合、被害者は侵害責任を請求することができない(第 1176 条)とされている。

2. 自救行為制度の新設

適法な権益が侵害を受け、状況が緊迫であり、かつ速やかに国家機関の保護を受けることができず、速やかに措置をとらないと権益が取返しのつかない損害を受ける場合、被害者は必要な範囲において加害者の財物等を取り押える等合理的な措置をとることができる(第 1177 条)。例えば、食い逃げしようとする客の身柄を警察が来るまで拘束する等のケースが想定される。

3. 慰謝料(精神損害賠償)の適用範囲の拡大

故意又は重大な過失により、他人の肉身的意義を持つ特定の物品を毀損し、深刻な精神的損害をもたらした場合、被害者は慰謝料を請求することができる(第 1183 条)。

4. 生産者、販売者のリコール責任

リコール措置をとる場合、生産者、販売者が必要費用を負担すべきこと等が規定された(第 1206 条)。

5. 自動車の無料搭乗による事故の責任負担

自動車の無料の搭乗者が交通事故により損害を被った場合、運転者の賠償責任を減輕し又は免除するものとする(第 1217 条)。

6. 生態環境に損害を与えた場合の懲罰的賠償

故意に生態環境に損害を与えた場合、被害者は相応の懲罰的賠償を請求することができる(第 1232 条)旨が規定された。